

# ご遺族の方へ



みどり市

## おくやみ手続きナビ利用案内

スマートフォンやパソコンで簡単な質問に答えるだけで必要な手続きが確認できます。ぜひご利用ください。



### 質問に答えて



### 手続き抽出



### 詳細確認



## ご遺族の皆様へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔やみ申し上げます。

みどり市では、ご遺族の皆様が届出等をしなければならない市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでも分かりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。このハンドブックが、ご遺族の皆様にも少しでもお役に立てば幸いです。

みどり市役所

0277-76-2111 (代表)

## よくあるご質問

**Q1** 故人の本籍が分かりません。

**A1** 本籍は以下のような書類に記載されています。詳しくは市民課住民戸籍係へお問い合わせください。

- ①埋火葬許可証（納骨の際に必要な書類）
- ②亡くなった方の本籍が記載されている住民票の除票

**Q2** 国民年金・厚生年金の手続きは桐生年金事務所に行けばよいですか？

**A2** 年金の種類によって窓口が桐生年金事務所またはみどり市役所になります。手続きに必要な書類は、市役所でもご案内しております。また、市役所で取得する証明書（戸籍等）が必要になる場合があります。

**Q3** 亡くなった方の資格確認書などで見つからないものがありますが、手続きできますか？

**A3** 状況に合わせてご案内いたしますのでご相談ください。

# もくじ

身近な人が亡くなった後の手続き等の一般的な流れ（目安）	P.3
市役所での手続きチェックリスト	P.4
市役所での各種手続き	
◇死亡届について	P.5
◇戸籍について	P.6
◇住民票（住民登録）について	P.6
1－①. 印鑑登録（印鑑登録証について）	P.7
②. マイナンバーカード・通知カードについて	P.7
2－①. 年金の手続きについて	P.8～9
②. 葬祭費について	P.10
3. 介護保険について	P.10
4. 税の手続きについて	P.11～12
5. 障がい福祉の手続きについて	P.13
6. 亡くなった方の世帯に児童がいる場合	P.13
7. 住宅関係の手続きについて	P.14
8. 亡くなった方が農地を所有していた場合	P.15
9. 飼い犬の手続きについて	P.15
10. 外国籍の方が亡くなった場合	P.16
お問い合わせ窓口一覧	P.17
各種証明書の発行について	P.18
少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト	P.19
その他の相続に関する手続きチェックリスト	P.20～21
ご遺族メモ／家系図（3親等内の親族）	P.22
ご遺族メモ／故人の財産について	P.23

## 身近な人が亡くなった後の手続き等の一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○納骨</li> <li>○四十九日</li> <li>○初七日</li> <li>○通夜・葬儀・告別式</li> <li>○葬儀・法要の連絡・調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相続人の調査・確定</li> <li>○遺言書の調査・遺言書の検認</li> <li>○相続財産の調査</li> <li>○相続放棄・限定承認</li> <li>○公共料金等の手続き (19 ページ参照)</li> <li>○年金関係の手続き</li> <li>○健康保険・世帯主変更</li> <li>○死亡届等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(20～21 ページ参照)</li> </ul>
4ヶ月以内			<ul style="list-style-type: none"> <li>○所得税の準確定申告 (21 ページ参照)</li> </ul>
10ヶ月以内		<ul style="list-style-type: none"> <li>○払戻・解約・名義変更等</li> <li>○遺産分割協議 (20 ページ参照)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相続税の申告・納付 (21 ページ参照)</li> </ul>
1年以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一周忌</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○遺留分侵害額請求</li> </ul>	

みどり市で必要な手続きについては5ページから、窓口とあわせて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

※窓口だけを知りたい方は、17ページに窓口一覧を掲載しています。

# 市役所での手続きチェックリスト

故人について当てはまる情報に✓点をつけてください。

✓点がついた項目は、該当ページで手続き内容を確認してください。

簡単に手続きを確認したい方はコチラから



故人についての確認事項		該当に ✓	該当 ページ
住民登録	印鑑登録をしていましたか？	<input type="checkbox"/>	P.7
	マイナンバーカードもしくは通知カードをお持ちでしたか？	<input type="checkbox"/>	
年金	国民年金を受給又は、加入をしていましたか？	<input type="checkbox"/>	P.8
保険	国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入していましたか？	<input type="checkbox"/>	
介護	65歳以上または介護認定を受けていましたか？	<input type="checkbox"/>	P.10
	高齢者福祉タクシー券、高齢者理容サービス券、高齢者紙おむつ券を受給していましたか？	<input type="checkbox"/>	
税金	市県民税・固定資産税・軽自動車税を納めていましたか？	<input type="checkbox"/>	P.11
	軽自動車や原動機付自転車をお持ちでしたか？	<input type="checkbox"/>	P.12
	口座振替による納税をしていましたか？	<input type="checkbox"/>	
障がい	障がいのある方、障がい福祉に関するサービスを利用していた方でしたか？	<input type="checkbox"/>	P.13
	福祉医療費受給資格者証（ピンク色の医療券）をお持ちでしたか？	<input type="checkbox"/>	
子育て	児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当を受けている世帯でしたか？	<input type="checkbox"/>	
	保育施設に通っている児童がいる世帯でしたか？	<input type="checkbox"/>	
市営住宅	市営住宅に入居していましたか？	<input type="checkbox"/>	P.14
農業	農地を所有していましたか？	<input type="checkbox"/>	P.15
ペット	犬を飼っていましたか？	<input type="checkbox"/>	
国籍	亡くなった方は、外国籍の方でしたか？	<input type="checkbox"/>	P.16

# 市役所での各種手続き

## ◇死亡届について

### 死亡届

---

届出人が死亡の事実を知った日から7日以内に届出をしてください。  
戸籍に死亡の記載がされるまで日数がかかります。

### 埋火葬許可証および桐生市斎場使用許可証

---

死亡届を受理した際にお渡しします。予約された火葬場名をお知らせください。

### 届出地

---

死亡者の本籍地、届出人の住所地、亡くなった場所のいずれかの市区町村

### 届出人

---

- ・親族
  - ・同居者
  - ・死亡地の家主・地主・家屋または土地の管理人
  - ・成年後見人・保佐人・補助人・任意後見人
- (登記事項証明書または裁判所の謄本の提出が必要です)

### 必要なもの

---

- ・死亡届 (右側の死亡診断書 (検案書) に、医師による証明のあるもの) 1通

### ※みどり市に届出を提出する場合は…

---

#### 【平日および休日 (8:30 ~ 17:15)】

市民課住民戸籍係 (笠懸庁舎 1階) ・市民課大間々市民サービス係 (大間々庁舎 1階)  
東市民生活課東市民サービス係 (東支所 1階)

#### 【夜間】

笠懸庁舎 1階西側警備室

なお、夜間休日窓口で届出をお預かりした場合、埋火葬許可証および桐生市斎場使用許可証の発行は翌開庁日以降になります。

## ◇戸籍について

戸籍については、死亡届を提出することで死亡したことが記載されますので、特別な手続きをする必要はありません。

### 死亡の記載をされた戸籍謄本等の発行

---

戸籍に死亡の記載がされるまでにおおよそ下記の日数がかかります。

(土日祝日を除く)

- ・本籍地に届出をした場合 → 届出日から約7日～10日
- ・本籍地以外に届出をした場合 → 届出日から約14日

※大型連休中に届出をされた場合、上記より日数がかかります。

※なお、相続等の手続きには、相続人の確定のため亡くなった方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本や除籍謄本が必要となる場合があります。

## ◇住民票（住民登録）について

住民票（住民登録）については、死亡届を提出することで死亡したことが記載されますので、特別な手続きをする必要はありません。

### 死亡の記載をされた住民票の発行

---

住民票に死亡の記載がされるまでにおおよそ下記の日数がかかります。

(土日祝日を除く)

- ・住民登録地に届出をした場合→おおむね1日
- ・住民登録地以外に届出をした場合→おおむね7日～10日

※大型連休中に届出をされた場合、上記より日数がかかります。

## 市役所での各種手続き

### 1-①. 印鑑登録（印鑑登録証）について

印鑑登録は、登録している方の死亡届が提出されると、自動的に登録が抹消されるため手続きは不要です。印鑑登録証については、必ずしも市役所に返納していただく必要はありませんが、不要である場合は下記窓口でお預かりいたします。

### 1-②. マイナンバーカード・通知カードについて

マイナンバーカードや通知カードは、持ち主の方が亡くなったとしても市役所に返納していただく必要はありません。

死亡保険金の支払いや相続などの手続き等で、亡くなった方の個人番号（マイナンバー）の提示を求められる場合がありますので、諸手続きが済むまではマイナンバーカードや通知カードは保管しておいてください。

#### 担当課・問い合わせ先

市民課 住民戸籍係	☎0277-76-0972
市民課 大間々市民サービス係	☎0277-76-1846
東市民生活課 東市民サービス係	☎0277-76-0984

## 2-①. 年金の手続きについて

手続きができるのは、亡くなった方と生計を同じくしていた親族になります。

### 未支給年金

---

年金を受けている方が亡くなったとき、亡くなった月の分までの年金を受け取ることができます。

### 遺族年金

---

国民年金または厚生年金の被保険者であった方が亡くなったとき、納付状況、受け取る方の年齢、優先順位などの条件をすべて満たしている場合に受け取ることができます。

### 死亡一時金

---

国民年金の保険料を納めた月数が36月以上ある方で、老齢年金や障害年金を受けることなく亡くなったときに受け取ることができます。

### 寡婦年金

---

死亡日の前日において国民年金の保険料の納付および免除期間が10年以上である夫が亡くなったときに、その夫と10年以上継続して婚姻関係(事実上の婚姻関係を含む)にあった妻が60歳から65歳になるまでの間受け取ることができます。

なお、請求する遺族には、①配偶者②子③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹⑦3親等内の親族の優先順位がありますが、請求によっては対象となる遺族が異なります。  
詳しくは、年金事務所(ねんきんダイヤル)にお問い合わせください。

※各担当課・問い合わせ先は次ページをご参照ください。

## 市役所での各種手続き

### 2-①. 年金の手続きについて

#### 担当課・問い合わせ先

○国民年金の方

保険年金課 国保年金係 ☎0277-46-7028

○厚生年金・共済年金が含まれる方

日本年金機構

ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165

予約受付専用ダイヤル ☎0570-05-4890

○共済年金のみの方

各共済組合へお問い合わせください。

MEMO

## 2-②. 葬祭費について

みどり市の国民健康保険 または 群馬県後期高齢者医療制度に加入している方が亡くなったときは、葬祭を行った方に対して 50,000 円が支給されます。

### 申請に必要なもの

- (1) 亡くなった方の資格確認書・資格情報のお知らせ（紛失した場合は不要です）
- (2) 葬祭を行った方であることが確認できる書類（会葬礼状、フルネームが記載された葬儀の領収書など）
- (3) 申請者（葬祭を行った方）の通帳

※葬祭を行った日の翌日から2年以内に申請してください。（請求権の時効）

### 担当課・問い合わせ先

#### ○国民健康保険の方

保険年金課 国保年金係 ☎0277-46-7028

#### ○後期高齢者医療保険の方

保険年金課 医療助成係 ☎0277-46-7028

## 3. 介護保険について

みどり市の介護保険の被保険者（65歳以上の方等）が亡くなったときは、介護保険被保険者証等をご返却ください。

また、介護保険料の精算の手続きや、高額介護サービス費等の手続きが必要な場合は、後日通知が送られることがありますので、介護保険被保険者証の住所にどなたもいらっしゃらない場合は、下記の【問い合わせ先】にご連絡ください。

在宅福祉サービスについて高齢者福祉タクシー券、理容サービス券、紙おむつ券の受給を受けていた方が亡くなったときは残余券を介護高齢課にご返却ください。

### 担当課・問い合わせ先

#### ○在宅福祉サービスについて

介護高齢課 高齢福祉係

#### ○介護保険料について

介護高齢課 介護保険係

☎0277-76-0974

#### ○介護認定について

介護高齢課 介護認定係

## 市役所での各種手続き

### 4. 税の手続きについて

#### 市民税・県民税（住民税）

住民税が課税される基準日は1月1日現在となっています。したがって、1月2日以降に亡くなった方で、前年中に一定額以上の所得があった場合は、相続人に納税義務が継承され、6月に住民税の納税通知書が送付されます。（その場合は「相続人代表者指定届」の提出が必要となります。）

また、所得税の準確定申告・相続税の申告が必要になる場合があります。

#### 担当課・問い合わせ先

##### ○住民税について

税務課 市民税係 ☎0277-76-0964

##### ○所得税・相続税について

桐生税務署 ☎0277-22-3121（自動音声）

#### 固定資産税

市内に固定資産を所有する方が亡くなった場合、相続人に納税義務を承継していただくこととなります（地方税法第9条）。亡くなった方がおひとりで所有されていた固定資産がある場合は、「相続人代表者指定届」の提出が必要です。共有の固定資産の場合は、届け出が不要な場合もあります。

#### 担当課・問い合わせ先

税務課 資産税係 ☎0277-76-0964

## 軽自動車税

オートバイ・軽自動車等を所有されている方が亡くなった場合、名義変更や廃車の手続きが必要です。詳しくは、下記にお問い合わせください。

### 担当課・問い合わせ先

○原付（125cc 以下）・小型特殊自動車・ミニカーについて

税務課 市民税係 ☎0277-76-0964

○125cc を超えるオートバイについて

群馬運輸支局 ☎050-5540-2021（テレホンサービス）

○三輪・四輪の軽自動車について

軽自動車検査協会群馬事務所 ☎050-3816-3109

## 亡くなった方が口座振替による納税をしていた場合

市税を亡くなった方の口座から振替していた場合、納付書による納税に変更となります。引き続き口座振替を希望される場合は、相続人代表者または納税義務者の方が口座振替の手続きをする必要があります。詳しくは、下記にお問い合わせください。

### 担当課・問い合わせ先

納税課 管理係 ☎0277-76-0956

## 市役所での各種手続き

### 5. 障がい福祉の手続きについて

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証（精神通院医療）のいずれかをお持ちの方が亡くなったときは、手帳及び受給者証の返還手続きを行っていただく必要があります。

障がい福祉に関するサービスや各種手当等の支給を受けていた方は、受給者証等の返還や精算の手続きがあります。また、心身障害者扶養共済制度へ加入されていた方は、届出書の提出が必要となります。詳しくは下記へお問い合わせください。

その他、亡くなった方が福祉医療費受給資格者証（ピンク色の医療券）など、障がいに関する手続きをされていた場合は、所定の手続きが必要となることがありますので、お問い合わせください。

#### 担当課・問い合わせ先

##### ○障がい福祉の手続きについて

社会福祉課 障害福祉係 ☎0277-76-0975

##### ○福祉医療費受給資格者証（ピンク色の医療券）について

保険年金課 医療助成係 ☎0277-46-7028

### 6. 亡くなった方の世帯に児童がいる場合

亡くなった方の世帯で、児童手当や児童扶養手当、特別児童扶養手当等を受けている場合、またはそれら手当の扶養義務者が亡くなった場合は、変更等の手続きが必要になりますので、下記担当へお問い合わせください。

保育施設に通っている児童がいる世帯の方が亡くなった場合にも手続きが必要となりますので、下記担当へお問い合わせください。

また、18歳以下の児童を養育されている方（父又は母等）が亡くなったときは、ひとり親家庭としての児童扶養手当や福祉医療制度の対象となる場合がありますので、下記へお問い合わせください。

#### 担当課・問い合わせ先

##### ○保育施設入所世帯について

こども課 幼児教育・保育係 ☎0277-76-0995

##### ○各種手当について

子育て相談課 こども福祉係 ☎0277-46-8864

##### ○福祉医療制度について

保険年金課 医療助成係 ☎0277-46-7028

## 7. 住宅関係の手続きについて

### 市営住宅入居者が死亡したとき

亡くなった方が市営住宅入居者の場合、名義を引き継ぐ手続きや、異動の手続きが必要です。手続きの詳細については、建設住宅課へお問い合わせください。

### 必要な手続き

どなたが亡くなったかにより、手続きが異なります。

- (1) 入居名義人が亡くなり、同居されている方がいる場合  
名義を引き継ぐ手続き（入居承継申請）※
- (2) 入居名義人が亡くなり、同居されている方がいない場合  
住宅を明渡す手続き
- (3) 入居名義人の方以外が亡くなった場合  
異動の手続き

※入居承継申請については、承継できない場合があります。  
承継できない場合は、明渡しの手続きが必要になります。

### 担当課・問い合わせ先

建築住宅課 住宅政策係 ☎0277-76-2189 みどり市農林業センター 1F

## 市役所での各種手続き

### 8. 亡くなった方が農地を所有していた場合

農地を相続した場合、農地法の規定により農業委員会へその旨を届け出てください。また、農業者年金の死亡届・未支給年金請求の該当者には農業委員会事務局より後日通知します。

担当課・問い合わせ先・庁舎

農業委員会事務局 ☎0277-76-1939 みどり市農林業センター2F

### 9. 飼い犬の手続きについて

亡くなった方が犬を飼っていた場合は、飼い主（所有者）の変更手続きをしてください。

担当課・問い合わせ先

SDGs 推進課 衛生管理係 ☎0277-76-0985

MEMO

## 10. 外国籍の方が亡くなった場合

### 在留カード・特別永住者証明書について

外国籍の方が亡くなったときは、死亡の日から14日以内に、当該中長期在留者又は特別永住者の親族又は同居者の方に、在留カード又は特別永住者証明書を返納していただく必要があります。

この場合、住居地を管轄する地方出入国在留管理官署（高崎出張所）に直接赴いて返納していただくか、郵送をご希望の場合は下記に記載の事務所（おだいば分室）にお送りください。

### 亡くなった方の配偶者やご家族が外国籍の場合

亡くなった方の配偶者やお子様などご家族が外国籍で、かつ在留資格が「日本人配偶者等」「永住者の配偶者等」「家族滞在」または「特定活動」の方は、死亡届から14日以内に住所地を管轄する地方出入国在留管理官署（高崎出張所）への届出が必要です（届出をしないと在留資格を取り消される場合があります）。

### 担当課・問い合わせ先

法務省出入国在留管理庁 ☎03-3580-4111

○在留カード等を直接返納する場合

東京出入国在留管理局高崎出張所 ☎027-328-1154

○在留カード等を郵送による返納をする場合

法務省出入国在留管理庁 ☎03-3580-4111

〒135-0064

東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎9階

東京出入国在留管理局おだいば分室あて

## お問い合わせ窓口一覧

詳しくは該当ページをご覧ください。

	お問い合わせ内容	担当部署	電話番号
P.5	死亡届について	市民課 住民戸籍係	☎ 0277-76-0972
P.6	戸籍・住民票について	市民課	☎ 0277-76-1846
P.7	印鑑登録について マイナンバーカード等について	大間々市民サービス係 東市民生活課 東市民サービス係	☎ 0277-76-0984
P.8	年金の手続きについて	保険年金課	☎ 0277-46-7028
P.10	葬祭費について 介護保険について	介護高齢課	☎ 0277-76-0974
P.11	住民税について	税務課 市民税係	☎ 0277-76-0964
	所得税、相続税について	桐生税務署	☎ 0277-22-3121
	固定資産税について	税務課 資産税係	☎ 0277-76-0964
P.12	軽自動車税 について	○原付（125cc 以下） ○小型特殊自動車 ○ミニカー 税務課 市民税係	☎ 0277-76-0964
	○125cc を超えるオートバイ	群馬運輸支局	☎ 050-5540-2021
	○三輪・四輪の軽自動車	軽自動車検査協会 群馬事務所	☎ 050-3816-3109
	市税の口座振替について	納税課 管理係	☎ 0277-76-0956
P.13	障がい福祉の手続きについて	社会福祉課 障害福祉係	☎ 0277-76-0975
		保険年金課 医療助成係	☎ 0277-46-7028
	亡くなった方の世帯に児童がいる場合	こども課 幼児教育・保育係	☎ 0277-76-0995
		子育て相談課 こども福祉係	☎ 0277-46-8864
		保険年金課 医療助成係	☎ 0277-46-7028
P.14	市営住宅関係の手続きについて	建築住宅課 住宅政策係	☎ 0277-76-2189
P.15	農地を所有していた場合	農業委員会事務局	☎ 0277-76-1939
	飼い犬の手続きについて	SDGs推進課 衛生管理係	☎ 0277-76-0985
P.16	外国籍の方が亡くなったとき	法務省出入国在留管理庁	☎ 03-3580-4111

## 各種証明書の発行について

【発行窓口】 市民課住民戸籍係、市民課大間々市民サービス係、東市民生活課東市民サービス係

証明書名	必要なもの	1通あたりの手数料	注意事項
印鑑登録証明書	・登録者の印鑑登録証	300円	故人の印鑑登録証明書は取得できません。
住民票の写し		300円	—
戸籍謄本・抄本	・本人確認書類※	戸籍謄本・抄本： 450円 除籍・改製原戸籍： 750円	—
戸籍の附票		300円	—
死亡届記載事項証明書	・本人確認書類※ ・死亡届記載事項証明書が必要となる根拠資料（法令で定めのある場合のみ交付可能です）	350円	葬儀社等から渡される死亡届（死亡診断書）のコピーは大切に保管してください。

○請求には条件があるため、ホームページをご確認または発行窓口にお問合わせください。

### ※本人確認書類について

市役所では、本人確認を行っています。来庁の際は、必ず本人確認書類をご持参ください。

#### 主な本人確認書類（有効期限内のものに限る）

※本籍がみどり市外の戸籍を請求する場合は①のみ対応可能

①顔写真付きの公的な身分証明書がある場合・・・下記より1点

マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、在留カード等

②顔写真付きの公的な身分証明書がない場合・・・下記より2点

資格確認書、介護保険被保険者証、福祉医療費受給資格者証、年金手帳、学生証等  
(通知カードは含まれません)

## 少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

手続きの種類	主な手続き内容	該当に ☑	問い合わせ先等
水道	各種変更・解約	<input type="checkbox"/>	笠懸・大間々地区 群馬東部水道企業団みどり支所 ☎0277-32-3770 東地区 簡水下水道課 ☎0277-46-7918
運転免許証	返納	<input type="checkbox"/>	桐生交通安全協会 ☎0277-44-9300
軽自動車	名義変更・廃車等	<input type="checkbox"/>	軽自動車検査協会群馬事務所 ☎050-3816-3109
普通自動車	税金に関する手続き	<input type="checkbox"/>	群馬県自動車税事務所 ☎027-263-4343
バイク	名義変更・廃車等	<input type="checkbox"/>	群馬運輸支局 ☎050-5540-2021
国税	相続税の手続き 所得税・消費税申告等	<input type="checkbox"/>	桐生税務署 ☎0277-22-3121
不動産登記 ※3年以内	土地・家屋の所有権移 転（相続）登記等	<input type="checkbox"/>	前橋地方法務局桐生支局 ☎0277-44-3526
生命保険等	死亡保険金の請求 入院給付金等の請求	<input type="checkbox"/>	加入していた生命保険会社 または代理店
預貯金口座等	口座凍結解除の手続き	<input type="checkbox"/>	各金融機関
クレジットカード	解約	<input type="checkbox"/>	
固定・携帯電話	契約継承・解約	<input type="checkbox"/>	各契約会社
電気・ガス料金		<input type="checkbox"/>	
インターネット	名義変更・解約	<input type="checkbox"/>	
NHK受信料		<input type="checkbox"/>	☎0120-15-1515

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社等に問い合わせただいてから市役所にお越しただくと手続きが進めやすくなります。

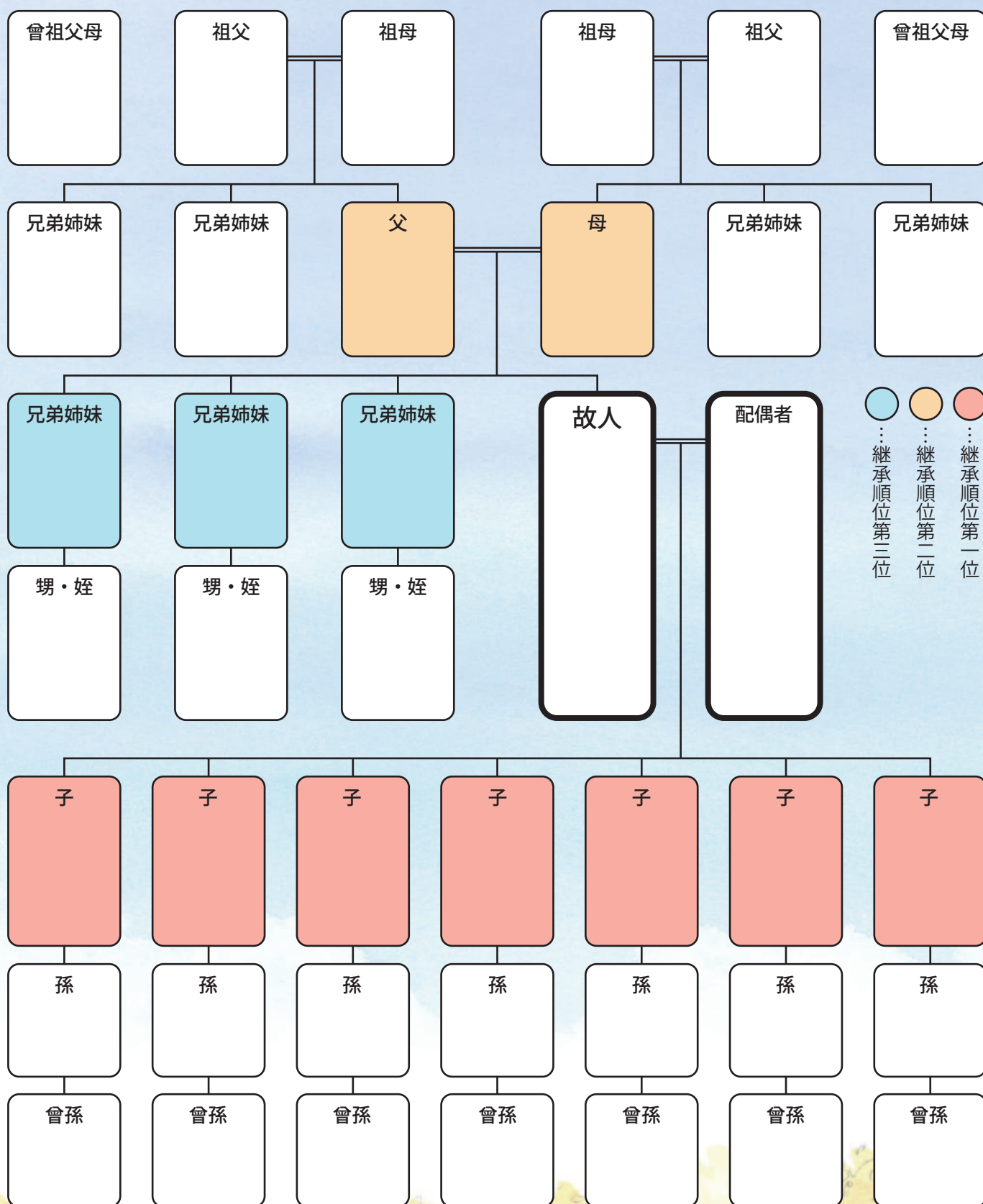
## その他の相続に関する手続きチェックリスト

	項目	期日	備考
□	相続人の調査・確定		相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
□	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索又は法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
□	遺言書の検認	すみやかに	法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態的家庭裁判所の検認が必要となります。
□	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、不動産を所有している場合は、不動産所在地の役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産の全てを知ることができます。
□	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所等へ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。

## その他の相続に関する手続きチェックリスト

	項目	期日	備考
<input type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。
<input type="checkbox"/>	所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。
<input type="checkbox"/>	相続税の申告・納付	10ヶ月以内	各相続人等が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。  基礎控除額＝ 3,000万円＋600万円×法定相続人の数

# ご遺族メモ / 家系図 (3親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらおう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。詳しくは法務局のHP ([http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7\\_000013.html](http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html)) をご覧ください。

# ご遺族メモ / 故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
その他				

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing, spanning the width of the page.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing, spanning the width of the page.

## 広告事業者一覧

葬儀

株式会社あすからいふ倶楽部

不動産・空き家

株式会社アールグランデ  
イエステーション桐生店

相続

木村綜合法務事務所

不動産・空き家

あかぎ不動産株式会社

終活全般

株式会社鎌倉新書

相続

税理士法人向田会計

不動産・空き家

不動産太陽有限公司

葬儀

株式会社MES メモリアルエンディングサポート



# あすかホールは安心の トータルサポート

生前の終活から、亡くなった後の様々な手続き、心のケアまで

- ✓ 終活
- ✓ 生前対策
- ✓ 遺言
- ✓ 名義変更
- ✓ 相続
- ✓ 遺品整理 等

※お客様の状況に適した専門家をご紹介するなど  
充実したサポート体制をとっております。

あすかホールでは事後の手続きもサポートしています

For the Next Life



## あすかホール

《24時間受付対応》

みどり大間々館 桐生あいおい館 桐生ひろさわ館

# 0120-0277-76



法事・位牌・仏壇・墓石

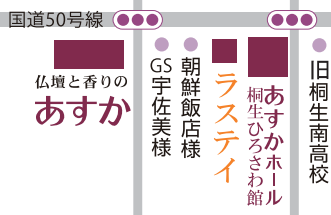
どんなことでもご相談ください

## 仏壇と香りのあすか



「仏壇と香りのあすか」は仏壇公正取引協議会の会員です

お客様専用  
フリーダイヤル **0120-0277-37**



営業時間 AM9:30~PM6:00

みどり市笠懸町阿左美3348-20

運用元：株式会社あすからいふ倶楽部

# 空き家

## 戸建のお悩み

## ご相談ください

本当に古い家だけど値段が付くの？



一度無料相談を受けてみてください！

他社で断られたけど査定してもらえる？



あきらめずに、まずは相談してください！

相続で揉めていて、どうしたらいい？



数々の経験をもとに、ご提案いたします！

たくさんの荷物片付けないとダメ？



そのままで大丈夫です！

この広告をご覧になった方限定

買い取りサービスご利用の方  
**相続登記費用は弊社で負担します**  
(上限あり)

「おくやみハンドブックを見た」と必ずお伝えください。



古くてもOK 片付け不要

そのまま買います！

査定無料

お客様に寄り添い、問題解決いたします。

地域不動産売買専門店

戸建・空き家の買い取りを積極的に行っております。

群馬県知事免許(1)第7845号

全国に広がる、ネットワーク213店舗

213 全国NET WORK

イステーション 桐生店

不動産の売却相談は、お電話にてお気軽にお問い合わせください。

0120 FreeDial

0120-488-111



0277-47-6944

株式会社アールグランデ 営業時間:10:00~18:00 定休日:火曜日・水曜日(GW・お盆・年末年始は除く)

毎月第2金曜日桐生商工会議所にて無料相談会実施中！



# 受け継ぐ人に 安心をお届けします

**相続手続**の経験豊富です。

何かからすればいいの？をお気軽にご相談ください。

相続にまつわる不動産の名義変更、預貯金・株式の名義変更等の資格承継、相続放棄、遺言書の作成など、おまかせください。



- ☘ 名義変更……どうすればいいの？  
不動産・車・預貯金・株式の名義変更
- ☘ 遺産分割……どうやって分割したら？
- ☘ 相続放棄……故人に借金があった！相続したくないが、どうしたら？
- ☘ 面倒な手続きをすべてやってほしい！

まずは、お電話にてお気軽にご相談ください。**相談無料**です。

## 当事務所のお客様へのお約束

1. お客様へのご案内を大切にし、丁寧にご説明いたします。
2. お客様のご自宅まで無料でお伺いします。
3. 費用がかかることについては、必ず事前に説明し、お見積りをお伝えします。



## 木村綜合法務事務所

司法書士・行政書士 代表 木村 明宣

☎ **0277-20-1717**

土・日・祝日対応

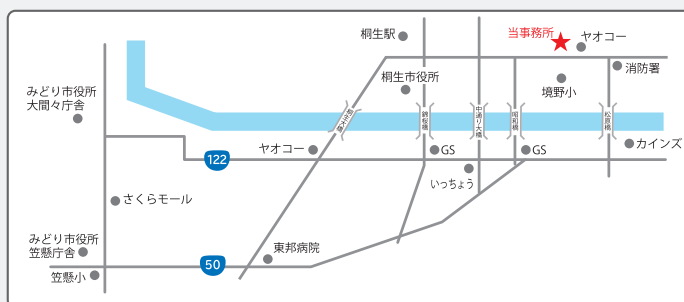
群馬司法書士会会員 登録番号 第618号

簡易裁判所訴訟代理認定番号 第1601214号

群馬行政書士会桐生支部所属

行政書士登録番号 第18142244号

〒376-0002 群馬県桐生市境野町6-527-3



# 空き家 空き地

不動産の困りごと

無料相談お受け  
いたします!

不要な土地建物でお困りの方はお気軽にご相談ください。

地元不動産会社としてサポートできる面を  
真摯に向き合い対応いたします。

相続した不動産の売却や買取に合わせて残置物の  
撤去や建物の解体等もご相談いただけます。

※弊社で対応できない業務に関しては、専門家と提携して行っております。



あかぎ不動産株式会社

〒376-0121 群馬県桐生市新里町新川3980-6

☎ 0277-46-8951

群馬県知事免許 (1) 第7820号



お手元に1冊あればいざと言う時に役立つ!



## 後悔しないための お墓探しハンドブック

【ハンドブック内容】

- ・お墓の選び方 ・お墓購入の流れ
- ・お墓の種類と費用相場 ・購入者の体験談 など

全20ページ  
フルカラー

お電話もしくはWEBからのお問合せで  
もれなく全員無料でもらえます!

～あなたのご希望に沿ったおすすめ霊園資料も一緒にお届けします～

通話料無料  
電話で  
資料請求

0120-626-213

いいお墓お客様センター 受付時間:9時～16時(年中無休)



24時間いつでも受付

WEBで資料請求

いいお墓 ハンドブック 検索



※このハンドブックは非売品です。※予告なく内容変更する場合があります。 ※一世帯につき1冊までとなります。 ※お電話の場合は、オペレーターの案内に従ってお客様の情報をお伝えください。  
※WEB申込の場合は、資料請求フォームからお客情報を入力ください。お客様の自宅にハンドブックの現物とおすすめ霊園の資料を無料配送いたします。

鎌倉新書  
KAMAKURA SHINSHO

いいお墓は、1984年創業の株式会社鎌倉新書  
(東証プライム上場 証券コード:6184) が運営しています。

株式会社鎌倉新書 お墓事業部 03-6262-3522  
〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階 <https://www.kamakura-net.co.jp/>

相続手続きや相続税申告の  
ご相談はお任せください



相続手続き

遺産分割

相続税申告

遺言、家族信託

生前贈与

相続でお悩みの方々を私たちが皆様方に寄り添って完全にサポートさせていただきます。

まずはお気軽にご相談ください

- ◆ご自宅までお伺い、無料でご相談させていただきます。
- ◆申告業務等を受任させていただく場合は、必ず事前に説明し、お見積もりをさせていただきます。
- ◆税理士・行政書士・司法書士(提携事務所)・弁護士(提携事務所)の専門スタッフが丁寧に対応させていただきます。

初回相談は無料です。まずはお気軽にご相談ください。



0120-714-960

0277-45-2160

E-mail : yasushi@mukaida-kaikei.co.jp



税理士法人向田会計

税理士・行政書士 代表 向田 靖  
(関東信越税理士会 登録番号 666692)  
(群馬県行政書士会)

〒376-0045群馬県桐生市末広町6-10  
<https://www.mukaida-kaikei.co.jp>

税理士法人 向田会計

お問合せ  
フォーム



WEBは  
こちら!



売却して  
即現金化  
したい

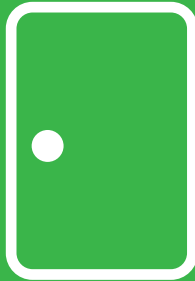
みどり市の方

空き家にな  
るので  
売りたい

残置物を  
そのまま  
買取して  
ほしい

# おうちのお悩み 解決します！

相続登記を  
してないけど  
売りたい



無料査定実施中！  
ご連絡いただければ現地に伺います

## 不動産太陽にお任せください！

ご遺族の皆様が大切な家族を亡くされた後、不動産の売却には様々な手続きが伴います。私たちがサポートし、安心して進めていただけるようお手伝いします。無料査定・相談から、より良いご提案ができますよう真心を込めて、丁寧に対応させていただきます。



### 不動産太陽有限公司

群馬県みどり市笠懸町阿左美 1152-5

フリー  
ダイヤル

0120-765-699



TEL : 0277-76-5040 FAX : 0277-76-5302

営業時間 : 9 : 00 ~ 18 : 00 年中無休

宅地建物取引業群馬県知事(6)第6045号 / 群馬県知事許可(般-4)第22979号  
※登記業務に関しては提携事業者と連携しております。

お気軽に  
お問い合わせください



# \\ こんなお悩みありませんか？ //

戒名だけ  
つけて欲しい

檀家にはいっていないが  
ちゃんとしたお坊さん  
にお経をあげて欲しい

近くに  
お寺がない

法事をすべき立場になったが  
どうしていいかわからない

葬儀や法要の際のお布施  
お車代などのお金のことが不安

## 寺院のお坊さん 僧侶を紹介、 派遣いたします！

主要八種宗派対応

# いのお坊さん

法事・法要の  
お手配総額

# 4.5

万円~

# 決まった金額だから安心！

# ☎ 0120-948-833

受付時間 9:00 - 17:00 相談無料 お気軽にお電話ください

<https://lp.e-sogi.com/tehai/>

いのお坊さん



二次元バーコードからアクセス



運営:株式会社鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階

「いのお坊さん」の運営は、1984年創業の出版社である株式会社鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184)が行っています。





## その後の窓口

決められた期間に行わなくてはならないものもある中、「誰に相談して良いか分からない」という方も多くいらっしゃいます。

私たちは、葬儀後に抱える様々なお悩み事に丁寧に向き合い、共に解決策を考えます。そしてご家族が一日でも早く日常に戻るためのお手伝いをさせていただきます。葬儀後のお悩みがあれば、まずはお気軽に「その後の窓口」までご相談下さい。



### 残されたご家族の安心の為に・・・

その後の窓口は、葬儀後に起こる様々なお悩みごとを解決するサービスです。

相談無料

ワンストップ  
で相談

遠方でも  
お伺い致します



その後の窓口

運営 すまいる・くらぶ

必要な  
サービス  
を紹介

### 葬儀を終えたご家族が抱える悩みごと

- ・家の片付けができていない
- ・お墓を綺麗にしたい
- ・庭の手入れをする人が亡くなってしまった
- ・親の家が空家になった
- ・相続が分からず悩んでいる
- ・名義変更等の手続きが大変
- ・ひとり暮らしになり今後が不安



それぞれの専門家が、ご家族のお悩みを解決致します。



### リビング仏壇ギャラリー

### MESSAG<sup>E</sup>

フューネラルサロンメッセージ



お棚上げまでに必要なお位牌、仏壇、仏具など現代風のリビングに合う仏壇を多数取揃えております。

<https://fs-message.jp>



株式会社 MES メモリアルエンディングサポート  
〒376-0101 群馬県みどり市大間々町大間々376-3  
TEL. 0277-46-6321 FAX. 0277-73-7800  
 0120-32-7575

発行 みどり市役所  
編集／制作 株式会社鎌倉新書  
発行年 2026年5月

